

## 道路舗装構成図

### ○アスファルト舗装

※設計CBRを3%を想定して、作成しています。

表-1 3-1の(1)に適用する標準舗装構成

歩道		幹線町道	
表層	再生密粒度As t=3cm	表層	再生密粒度As t=5cm
路盤	粒調碎石 M-30 t=10cm	上層路盤	粒調碎石 M-30 t=10cm
		下層路盤	再生クラッシュラン t=12cm

表-2 3-1の(2)に適用する標準舗装構成

その他町道		駐車場	
表層	再生密粒度As t=4cm	表層	再生密粒度As t=4cm
路盤	粒調碎石 M-40 t=15cm	路盤	再生クラッシュラン t=10cm

※舗装設計便覧(最小厚)  
アスファルト舗装厚を採用  
路盤最小厚その他の路盤材  
(最大粒径の3倍かつ10cm)

### ○コンクリート舗装(コンクリート強度 18N)

歩道		幹線町道		その他町道	
表層	コンクリート t=7cm	表層	コンクリート t=15cm	表層	コンクリート t=10cm
路盤	粒調碎石 M-30 t=10cm	路盤	粒調碎石 M-40 t=15cm	路盤	粒調碎石 M-40 t=15cm

#### ※コンクリートの施工について

1. 土木積算基準書に基づき、ワイヤーメッシュ及び路盤紙を用いて復旧すること。
2. 既設舗装との接合の際には、補強アンカーを施すものとする。
3. 目地については、全面的に実施する場合に横目地5m毎に設けること。

# ○北栄町埋設深基準(説明図)

## ○設置基準の緩和について

1. 平成11年通知を用いることとする。

2. 事業の種別

2-1 電気事業及び電気通信事業等

2-2 水道事業及びガス事業

2-3 下水道事業

※適用対象とする管路等の種類及び関係は、平成11年通知のとおり。

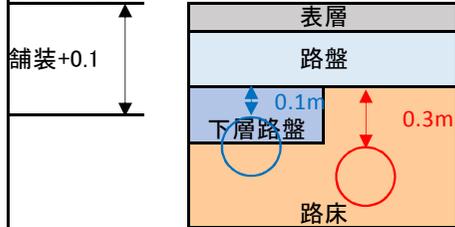
3. 最低埋設深

3-1 当該物件を設ける場合の最低埋設深は、道路の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル以下としないこと。

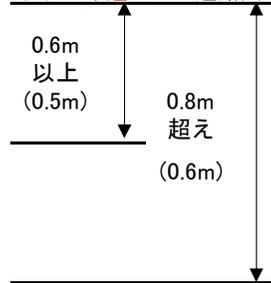
3-2 歩道は、0.5メートル以下としないこと。

電線の占用の場所に関する基準  
道路法 第32条第2項第3号  
施行令 第11条の2 第1項 第2号

平成28年2月22日通知

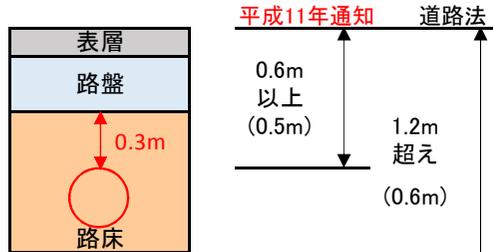


平成11年通知 道路法

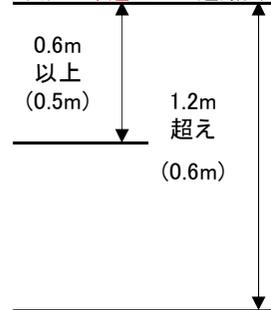


( )内は、歩道内

水管又はガス管の占用の場所に関する基準  
道路法 第32条第2項第3号  
施行令 第11条の3 第1項第2号(二)

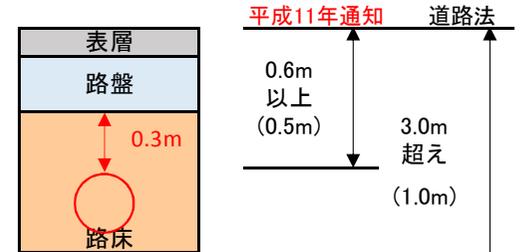


平成11年通知 道路法

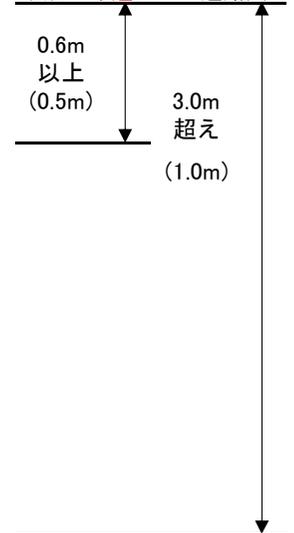


( )内は、歩道内

下水道管の占用の場所に関する基準  
道路法 第32条第2項第3号  
施行令 第11条の4 第1項



平成11年通知 道路法



( )内は、歩道内